

桶川市行財政改革推進本部設置要綱

(令和8年5月14日市長決裁)

桶川市行財政改革推進本部設置要綱（平成18年1月4日市長決裁）の全部を改正する。

(設置)

第1条 行財政改革を全庁的に推進するため、桶川市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政改革の基本方針及び取組に関すること。
- (2) 行財政改革の進行管理に関すること。
- (3) その他行財政改革の推進に関し必要な事項に関すること。

(推進本部の組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、桶川市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和54年桶川市規則第6号）第4条第2号から第5号までに掲げる者及び学校教育監をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

2 本部長は、推進本部における改革案を市長に報告するものとする。

3 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討委員会の設置)

第6条 行財政改革の具体的な取組を検討するため、推進本部に桶川市行財政改革推進検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、副市長及び企画主管部長、財務主管部長、各部副部長をもって構成する。

3 委員長は、副市長をもって充てる。

4 副委員長は、企画主管部長及び財務主管部長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を代表し、その事務を統括する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部及び委員会の庶務は、企画主管課及び財務主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び委員会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。